

対中食品輸出・GB(中国国家標準)規格

コンサルティング・分析サービスのご案内

中国政府は2022年1月1日、中国に輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署令第248号、以下新規定)を施行しました。これにより中国へ食品を輸出するためには、製造等を行う企業は中国国際貿易シングルウィンドウシステムへの登録が必要となりました。特に新規定7条指定品目の製造施設では、輸出国主管当局による認定・推薦、および中国海関の認定を受けるために、新規定ガイダンス附件4等で求められている中国国家標準(GB)規格への適合性確認とそのエビデンス作成が重要です。



新日本検定協会は中国南京海関動植物食品分析センター(APFIC)及び寧波海関技術センター(NBCTC)と技術協力、業務提携を結び、日中間の食品輸出入に関する様々な調査、分析サービスを提供しています。このネットワークを活かし、新規定関連対応を含めた中国向け食品輸出業務をサポートすることで、円滑な輸出を支援します。

中国GB規格、法令、規則を熟知し、HACCPシステム、衛生管理などの指導経験を持つ専門のコンサルタントが、貴社の対中国輸出業務を幅広くバックアップします。

中国向け食品輸出に関して、お困りのことがあればご連絡ください。

サービス概要

- ・新規定7条指定品目の製造施設認定取得のためのコンサルティング
- ・中国国家標準(GB)等に基づく製品規格の適合確認分析試験
- ・中国向け食品表示ラベル添削
- ・その他中国向け輸出に関する調査報告等のサポート業務

お問合せ

一般財団法人新日本検定協会 食品営業グループ

対中輸出コンサルティング班 担当: 草野

Mail: sk-consult@shinken.or.jp

TEL: 045-273-1408 FAX: 045-474-0242



一般財団法人新日本検定協会